

経営体育成支援事業

事業の目的

適切な人・農地プランを作成した地域の中心経営体・農地中間管理機構から貸借権の設定等を受けた者等が行う農業用施設・機械等の整備、農地条件等の不利な地域で意欲のある集落営農組織、農業生産法人等が行う共同利用施設・機械等の整備に係る経費を助成し、担い手、集落営農組織等の経営発展を支援する。

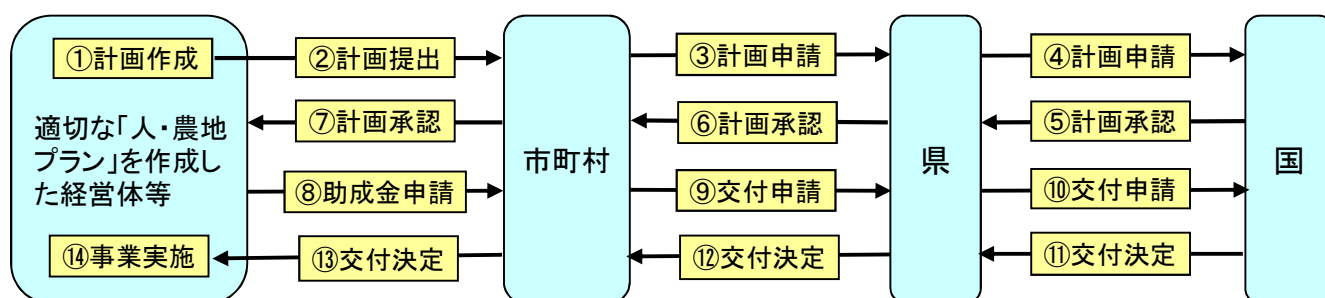
事業の概要

区分	事業実施主体	内容	補助対象
融資主体型補助事業	・適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等 ・農地中間管理機構から貸借権の設定等を受けた者	金融機関から融資を受けて、農産物の生産、加工、流通等のための施設・機械等を整備する場合の融資残額に対して助成する。 【補助率】 3/10又は融資額のいずれか低い額(上限3,000千円)	農業用機械施設等の導入
条件不利地域型補助事業	・農業生産法人 ・集落営農組織等	農地条件等が不利な地域で経営発展を目指す経営体の共同利用施設、機械等を助成する。 【補助率】 1/2又は1/3(上限40,000千円)	・農業用機械施設等の導入 ・簡易な基盤整備
追加的信用供与補助事業	県農業信用基金協会	融資主体型補助事業の事業実施主体への融資に対して無担保・無保証人の債務保証を行う県農業信用基金協会の保証債務の弁済、求償権の償却の費用を補てんするための経費を助成する。	

主な要件

- ①「経営体育成支援計画」を作成していること
- ②適切な「人・農地プラン」を作成していること又は農地中間管理機構から貸借権の設定等を受けていること(融資主体型補助事業)

事業実施までの流れ



担当部所	所 属	電 話
	農林水産部経営支援課	0857-26-7258
	東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3554
	〃 〃 八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	〃 〃 日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

担い手確保・経営強化支援事業

事業の目的

適切な人・農地プランを作成した地域の中心経営体・農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた者等が行う農業用施設・機械等の整備に係る経費を助成し、担い手、集落営農組織等の経営発展を支援する。

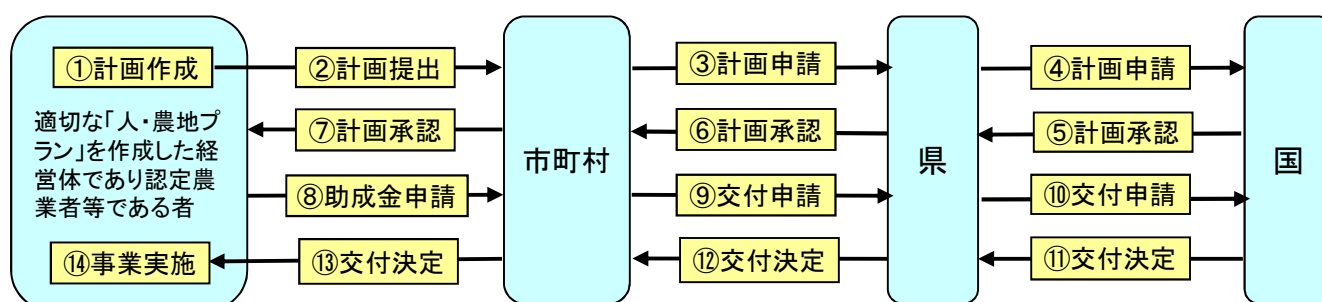
事業の概要

区分	事業実施主体	内容	補助対象
融資主体型補助事業	<ul style="list-style-type: none"> 適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体であり認定農業者等である者 農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた者 	金融機関から融資を受けて、農産物の生産、加工、流通等のための施設・機械等を整備する場合の融資残額に対して助成する。 【補助率】 1/2又は融資額のいずれか低い額 (上限: 法人30,000千円、個人15,000千円)	農業用機械施設等の導入

主な要件

- ①「担い手確保・経営強化支援計画」を作成していること
- ②適切な「人・農地プラン」を作成していること又は農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けていること
- ③融資機関から行われる融資を活用すること
- ④売上高10%以上の拡大又は、経営コスト10%以上の縮減を成果目標とすること

事業実施までの流れ



担当部所	所 属	電 話
	農林水産部経営支援課	0857-26-7258
	東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3554
	〃 〃 八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	〃 〃 日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

アグリビジネス企業参入総合支援事業 【鳥取県企業等農業参入促進支援事業】

事業の目的

農業経営に意欲的な企業等の新規参入を促すとともに、農業経営の初期段階の円滑な経営の推進を図るために農業参入する企業等を参入検討段階から支援する。

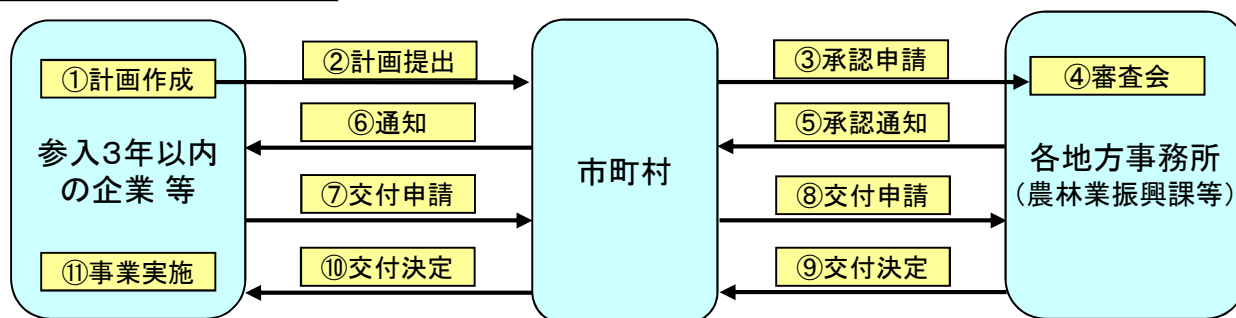
事業の概要

区分	対象者	内容	補助対象	補助率
農業経営検討事業	参入を検討している企業、参入後3年以内の企業	参入準備や参入初期段階での支援 【補助上限】 1,000千円	先進地視察、技術研修、試験栽培等の経費	事業費の1/3以内を補助する。 (市町村は任意負担)
農業経営開始・推進事業	参入を検討している企業、参入後3年以内の企業	農業経営の開始又は推進のための支援 【補助上限】 5,000千円(知事特認:15,000千円、特認要件:新規雇用10人以上)	機械・施設の整備又はリースに係る経費	

主な要件

- ① 農業又は関連事業に常時従事する職員を1名以上配置していること又は配置が確実と見込まれること
- ② 農業部門及び関連事業を別部門会計としていること又は確実と見込まれること
- ③ 農業及びその関連事業を行うために必要な定款となっていること又はそれが確実と見込まれること
- ④ 過去に法令違反その他の不祥事がないこと

事業実施までの流れ



担当部所	相談窓口	電話番号
	農林水産部経営支援課	0857-26-7258
	東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3557
	“ “ 東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
	中部総合事務所農林局倉吉農業改良普及所	0858-23-3191
	中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所	0858-52-2125
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
	“ “ 日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

機構集積協力金交付事業

事業の目的

農地中間管理機構(以下:機構)に対し農地を貸付けた地域及び個人を支援することにより、担い手の農地集積・集約化を進める。

事業概要及び対象者等

(1) 地域集積協力金交付事業

- 【交付対象者】 農地の一定割合以上を機構に貸付けている地域
 ※地域とは、集落など外縁が明確である同一市町村内の区域
- 【交付予定単価(上限)】(※単価変動の可能性あり)
 地域の農地面積に占める機構への貸付面積の割合
- | | |
|----------|--------------|
| 2割超5割以下: | 1. 5万円/10a |
| 5割超8割以下: | 2. 1万円/10a |
| 8割超 | : 2. 7万円/10a |

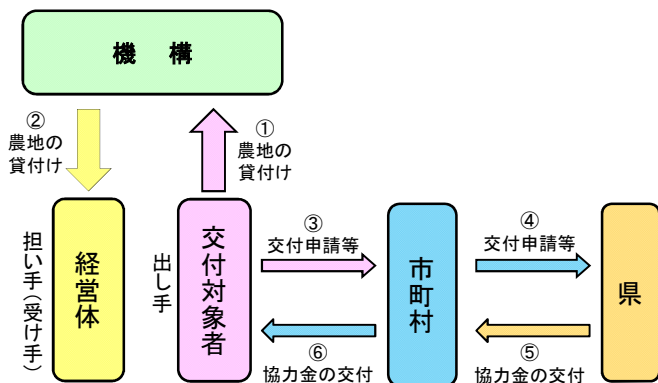
(2) 経営転換協力金交付事業

- 【交付対象者】 ① 経営転換する農業者
 ② リタイアする農業者
 ③ 農地の相続人
- 【交付要件】 対象となるすべての自作地を10年以上機構に貸付け、かつ当該農地のうち一筆以上が機構から受け手に貸付けられること
- 【交付予定単価(上限)】(※単価変動の可能性あり)
 0. 5ha以下 : 30万円/戸
 0. 5ha超2. 0ha以下 : 50万円/戸
 2. 0ha超 : 70万円/戸

(3) 耕作集積協力金交付事業

- 【交付対象者】 ① 交付対象農地が自作地の場合: 交付対象農地を機構に対し貸付けた農地所有者
 ② 交付対象農地が貸借地の場合: 農地所有者が機構に交付対象農地を貸し付ける際に当該農地を借り入れて耕作していた者(合意解約される賃借権が設定後1年以上経過しており、かつ、満了の1年以上前である場合に限る。)
- 【交付対象農地】 ① 以下の農地に隣接する農地
 ・ 機構が借り受けている農地等
 ・ 公表された借受希望者公募情報に記載された、借受希望者が経営する農地
 ② 一連の農作業の継続に支障が生じない農地 ※原則2筆以上の農地
- 【交付要件】 機構へ交付対象農地を10年以上貸付け、当該農地が機構から受け手に貸付けられること
- 【交付予定単価】(※単価変動の可能性あり) 1万円/10a

事業実施までの流れ



お問い合わせ先

担当部所	電話
農林水産部経営支援課	0857-26-7269
東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3554
〃 〃 八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3809
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3165
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9653
〃 〃 日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

今こそ農林水産業に女性の力を！ 自主参画推進事業

事業の目的

農林水産業へ従事する女性の経営参画を進めるため、女性農林水産業者の能力アップ、働きやすい環境づくり等の取組を支援します。

対象者

女性団体：経営、起業の支援
女性農林水産業者：技術や資格取得を支援



支援の内容

<女性団体向け>

(支援対象経費)

ヘルパー等確保費用、経営コンサルティング、商品開発、
販路開拓等、経営参画に資する取組みに必要な経費

①報償費 ②旅費 ③委託料 ④使用料 ⑤消耗品費 など

(補助金額・補助率)

1団体上限100万円(定額補助)

<女性農林水産業者向け>

(支援対象経費)

農業簿記、農業機械士、野菜ソムリエ、小型船舶操縦士等の
農林水産業の経営に必要な技術や資格の取得経費

①受験料 ②受講料 ③教材費 ④旅費

(補助金額・補助率)

1人年間上限15万円(1/2補助)



お問い合わせ・ご相談先

県庁とっとり農業戦略課 電話0857-26-7388

中山間地域を支える水田農業支援事業



事業の目的

中山間地域※で水田農業を支える農業者を育成するとともに、地域の水田農業の維持・発展を図る取組を支援する ※鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例(平成20年鳥取県条例第63号)第2条第1項で定める中山間地域

対象者

人・農地プランの中心経営体に位置づけられている個人農業者(概ね3名以内の共同体含む)
※認定農業者、集落営農組織、集落営農組織の構成員、認定新規就農者は除く

支援の内容

水田農業の維持・発展に必要な農業用機械(軽トラック等の汎用性がある車両を除く。)の導入等に必要な経費を支援する ※土地基盤の整備に関するものは除く

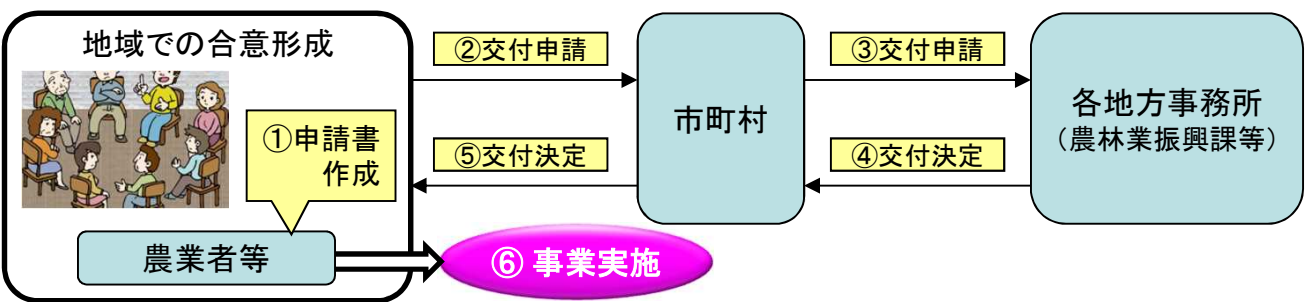
補助金額・補助率

【補助率】事業費の1/2を補助する(県1/3、市町村1/6)。
【県補助上限額】2,000千円

主な要件

- 以下すべての項目を満たすこと
- (1) 農業経営又は基幹的農作業を行う水田が中山間地域内にあること
 - (2) 集落営農組織化又は認定農業者を目指した事業活用であること
 - (3) 申請時の農業経営を行う水田面積が概ね2.5ha以上であること、又は、経営集積率が25%以上であること
 - (4) 農業経営又は基幹的農作業を行う水田の目標面積が、特定高性能農業機械導入時は、特定高性能農業機械導入計画書の利用下限を概ね満たすよう努め、その他の機械導入時は、過剰となるような機械導入を排除した利用計画であること

事業の流れ



担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
農産	農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課	0857-26-7589
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3580
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

集落営農体制強化支援事業

事業の目的・内容

小規模農家が共同で営農する集落営農に対して、組織化に向けた取組、機械施設の整備、経営の多角化などの支援を行います。

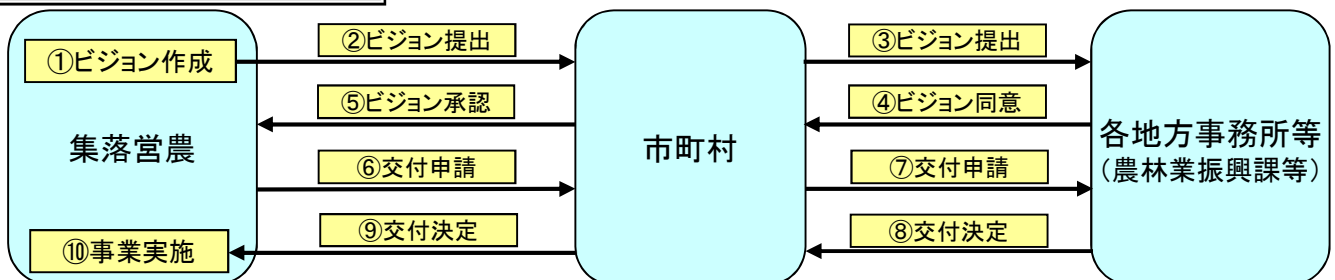
事業の概要

区分	実施主体	内容・補助対象経費	補助対象	負担区分
組織化支援 【実施期間】 (1地区 1年)	市町村・地域農業再生(又は担い手育成)協議会	集落営農の意識醸成・合意形成 (1地区当たり上限額 100千円)	● 集落営農の組織化のために行う活動に対する謝金及び活動に要する経費(飲食費を除く)	県 2/3 市町村 1/3
経営多角化支援 【実施期間】 (1組織 1年)	集落営農組織	経営内容の多角化・経営力向上 (1組織当たり上限額 500千円)	● 高収益品目の新規導入に係る試作に要する経費 ● 直売、契約栽培等の実施に向けた事前調査、商談その他経営内容の多角化につながる活動に要する経費(飲食費を除く)	県 1/3 市町村 1/6 集落営農組織 1/2
機械施設整備支援 【実施期間】 (1組織 3年以内)	集落営農組織	農業用機械施設の導入・査定処分 (1組織当たり事業実施期間合計上限額 10,000千円(単独集落組織) 20,000千円(複数集落組織))	① 農業用機械及び附帯施設の導入に要する経費(単なる機械の更新等、現状維持にとどまるものは除く) ② 組織化にあたり不要となる個人所有機械の中古販売、廃棄等に要する経費 ③ オペレーター育成に要する経費	県 1/3 市町村 1/6 集落営農組織 1/2

事業の要件

- 集落営農の規約を締結する(している)こと
- 地区内の水田(担い手が集積している水田を除く。)の過半を集積する目標を定めた「集落営農ビジョン」を策定する(している)こと
- 人・農地プランに位置付けられている又は位置付けられることが確実であること(組織化支援は除く。)

事業実施までの流れ



担当部所	所 属		電 話
	農林水産部経営支援課		0857-26-7258
	東部農林事務所農林業振興課		0857-20-3557
	" " 東部農林事務所 八頭事務所 農林業振興課農業振興室		0858-72-3809
	中部総合事務所農林局農業振興課		0858-23-3165
	西部総合事務所農林局農林業振興課		0859-31-9653
" " 日野振興センター 日野振興局 農林業振興課農業振興室		0859-72-2006	

鳥取県産きぬむすめブランド化戦略推進事業 (担い手農家等販売対策支援事業)

事業の目的

米価の大幅下落、需要の減少等により米の販売環境が一層厳しくなっている中、意欲的な担い手農家等が行う主食用米の新規販路開拓・販路拡大などの取り組みを支援し、担い手農家等の所得向上と県産米の販売拡大を図る。

対象者

認定農業者、集落営農組織(共同販売経理を行っていること)、認定新規就農者

支援の内容

自ら生産した主食用米を直接販売する担い手農家等が、新規販路開拓や取扱量の拡大のために行う販売促進に必要な経費を助成する。

※試食宣伝等の実施、商談会への出展、販売資材等の作成 等

※主食用米であれば、品種不問

※試食・サンプル用の米代、5万円以上の機具・備品は対象外

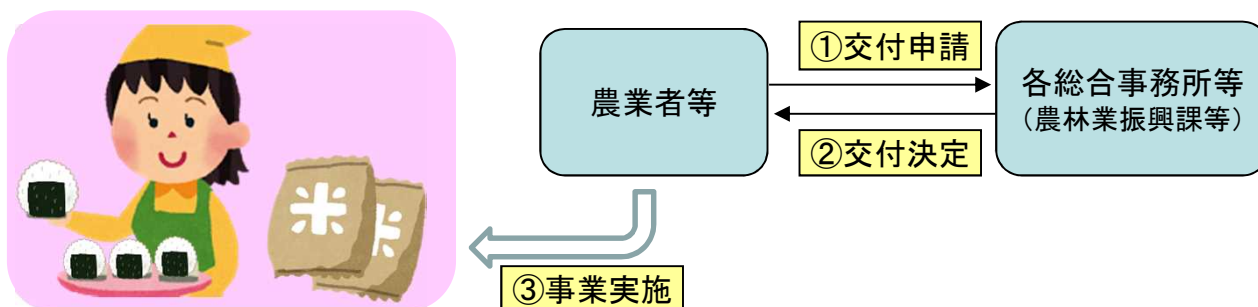


補助金額・補助率

【補助率】事業費の1/2以内

【補助上限額】1経営体当たり100千円

事業の流れ



担当部所 電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7283
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

経営所得安定対策等

事業の目的

諸外国との生産条件の格差による不利を補正し、農業経営のセーフティネット対策を実施することで担い手農家の経営安定を図るとともに、米・麦・大豆等の需要に応じた生産の促進と水田フル活用による食料自給率・自給力の向上、水田農業全体としての所得の向上を図る。

対象者

- ・販売目的で生産(耕作)する農家(法人を含む)、集落営農
- ・①ゲタ対策、②ナラシ対策については、認定農業者、集落営農および認定新規就農者が対象
- ※交付金ごとに定められた要件を満たすこと



支援の内容

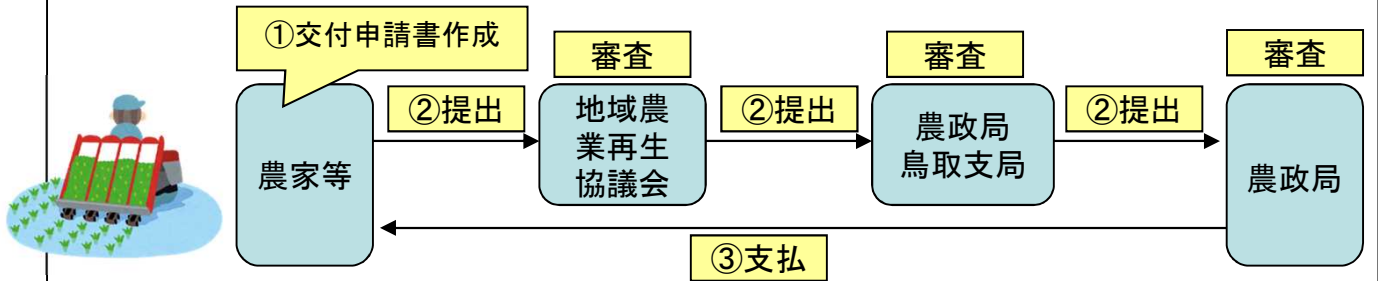
栽培品目、取組内容に応じて、交付金を交付する。

- ①畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)
- ②米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)
- ③水田活用の直接支払交付金
- ④米の直接支払交付金

補助金額・補助率

内容に応じて、国から定額交付

事業の流れ



担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
市町村	各市町村地域農業再生協議会	
県	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005
	農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7280
国	中国四国農政局鳥取支局	0857-22-3256

鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業

※(国)産地パワーアップ事業を活用

事業の目的

本県農業の活力増進のため、県が開発した鳥取型低コストハウスの導入を推進し、高収益な野菜・花き等のハウス栽培品目の生産振興を図ることにより、施設園芸品目等を緊急的に生産拡大する。

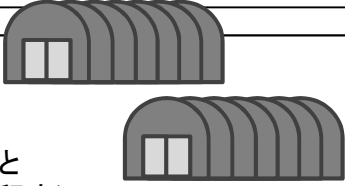
対象者

農業者、農業者の組織する団体(JA)、等

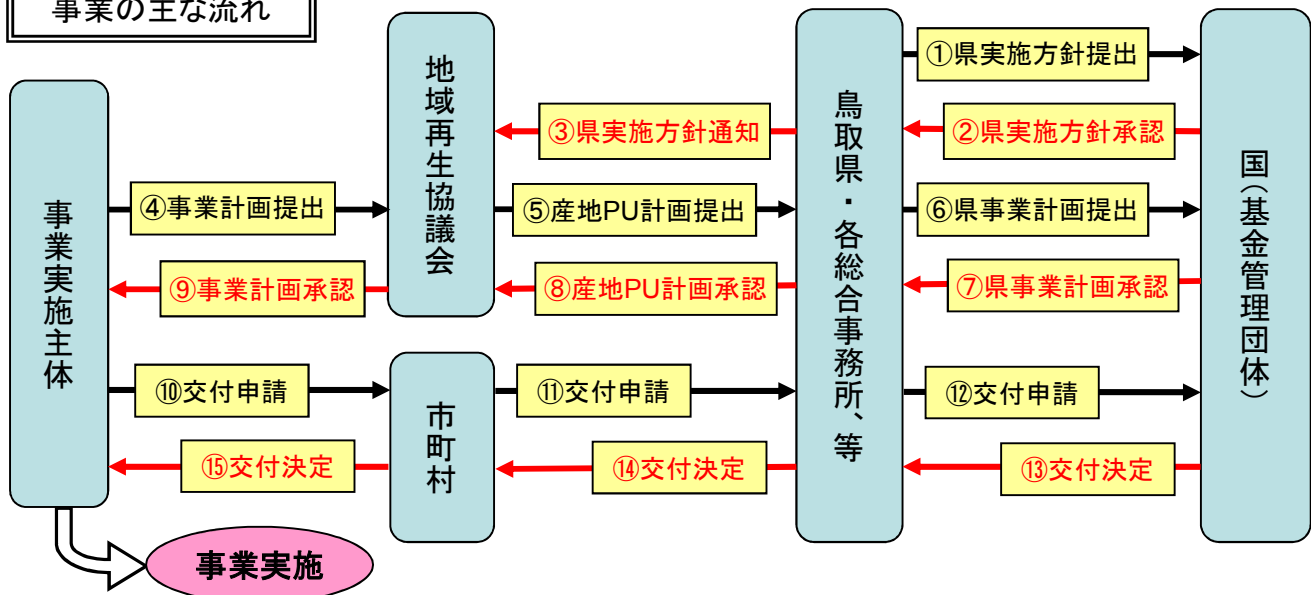
支援の内容

スイカ、トマト、葉物類(ホウレンソウ等)、アスパラガス、切り花などの産地を発展させるために、JA、農業者グループ等が導入する鳥取型低コストハウスの新たな整備に要する経費の一部を助成する。

対象・補助率、等

- 【補助条件】 産地パワーアップ事業の要件を満たすこと
 同一品目で5戸以上または1ha以上の取組であること
 県、市町村の地域再生協議会が指定する園芸品目を栽培すること
- 【補助率】 2/3(国1/3程度(資材費1/2)、県2/9程度、市町村1/9程度)
 ⇒補助率が2/3となるように、国負担分以外を県と市町村が2:1の負担割合で嵩上げ
 ※間接補助対象経費に限度額を設けています
 ※限度額にはオプション(ツマ窓、裏面ドア両開き、防虫ネット、地際防錆処理)経費を含む
- 

事業の主な流れ



担当部所 電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3552
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

産地パワーアップ事業

事業の目的

水田・畑作・野菜・果樹等の産地が定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組を総合的に支援する。

対象者

農業者、農業者の組織する団体(JA)、等



支援の内容

農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換しつつ、実需者のニーズに対応した生産を行うことで、収益力向上に一体的かつ計画的に取組む産地において、生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組をソフト・ハードを一定的に支援。

例:)機械や機器のリース導入に必要な経費、施設整備に必要な経費、改植時に必要な経費、転換時に必要な資材導入等に要する経費等

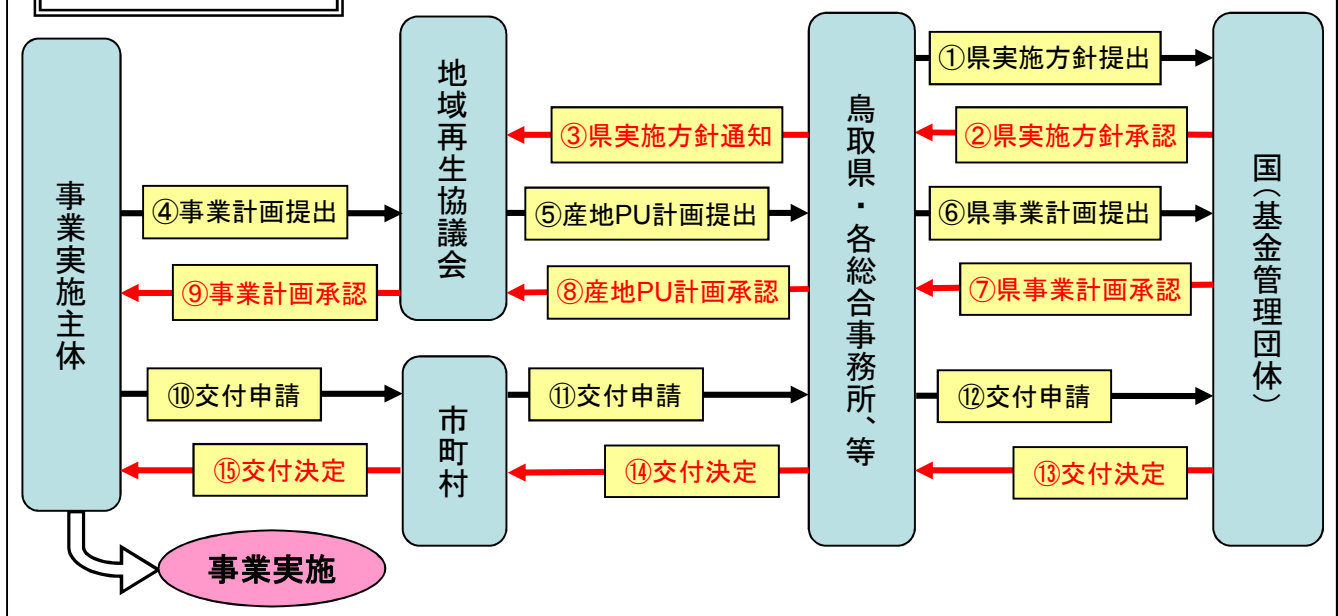
補助金額・補助率

整備事業 1/2以内

生産支援事業 (1)リース方式による農業機械等の導入 本体価格の1/2以内

(2)生産資材の導入等 1/2以内

事業の主な流れ



担当部所 電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3552
農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

園芸産地活力増進事業

事業の目的

鳥取県農業の強みの一つである野菜や花き等の園芸品目の振興を図るため、産地づくりや中山間地域等における特産物の育成、大規模稲作農家の水稲から園芸品目への転換を支援する。併せて、加工業務用野菜等の供給体制を整備しながら、「鳥取フードバレー」の形成を目指す。

対象者

- ① 発展・成長タイプ(一般): JA、JA生産部(広域)
- ② 発展・成長タイプ(ネギ緊急防除): 農業者、JA、生産組織、農業法人、市町村が認める任意組織等
- ③ 中山間地域等特産物育成タイプ: 農業者、生産組織、農業法人、市町村公社等(認定就農者は除く)
- ④ 経営多角化タイプ(多角化支援): 水稲作付規模が概ね20haを超える大規模稲作農家(農業法人等)
- ⑤ 経営多角化タイプ(加工業務用): 全農、JA

支援の内容

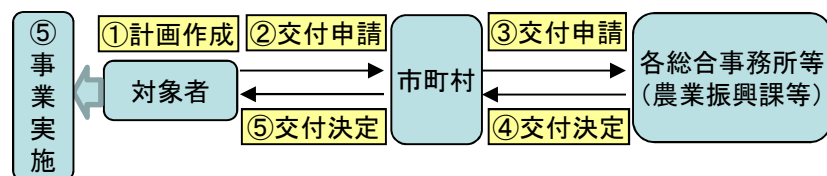
- ① 発展・成長タイプ(一般): 主要園芸品目に係る農作業用共同機械、簡易な出荷調整機械、集出荷施設の改良、パイプハウス等、主力産地づくりに必要な経費、農家等に対する啓発、研修活動、実証ほの設置に要する経費等。
- ② 発展・成長タイプ(ネギ緊急防除): ネギ黒腐菌核病の菌密度の低減等のために実施する防除対策に要する経費。
- ③ 中山間地域等特産物育成タイプ: 野菜・花きを含めた生産体制づくり、販売を目的とした特産物の育成に必要な経費、新技術や新品種の試験的導入に要する経費、木質バイオマスを活用した保温設備に要する生産体制づくりに要する経費等。
- ④ 経営多角化タイプ(多角化支援): 大規模稲作生産者が新規園芸作物導入に要する経費、農産物の試作や加工に必要な経費。
- ⑤ 経営多角化タイプ(加工業務用): 加工用野菜等の品種選定や肥培管理を実施するために要する経費、生産者に対する研修会経費、農産物の試作や加工に必要な経費、販路開拓や試食宣伝に必要な経費。

補助率・補助金額

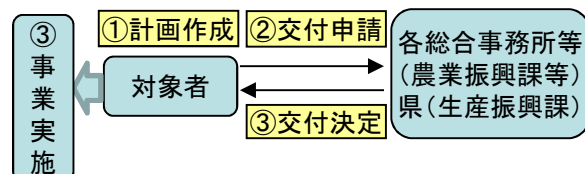
- ① 発展・成長タイプ(一般)【補助率】県1/3、市町村任意 【補助上限】20,000千円/対象者
- ② 発展・成長タイプ(ネギ緊急防除)【補助率】県1/3、市町村1/3 ※別途、限度額を設ける
- ③ 中山間地域等特産物育成タイプ【補助率】県1/2、市町村任意 【補助上限】2,000千円/対象者(原則2年間)
- ④ 経営多角化タイプ(多角化支援)【補助率】県2/3、市町村任意 【補助上限】3,000千円/対象者(原則2年間)
- ⑤ 経営多角化タイプ(加工業務用)【補助率】県1/2、【補助上限】500千円/対象者

事業の流れ

発展・成長タイプ、中山間地域等特産物育成タイプ、
経営多角化タイプ(多角化支援)



経営多角化タイプ(加工業務用)



担当部所・電話番号

農林水産部農業振興戦略監 生産振興課	0857- 26-7272
農林水産部東部農林事務所 農業振興課	0857- 20-3553
八頭事務所農林業振興課農業 振興室	0858- 72-3808
中部総合事務所農林局 農業振興課	0858- 23-3166
西部総合事務所 農林局農林業振興課	0859- 31-9643
日野振興センター日野振興局農 林業振興課農業振興室	0859- 72-2007

「新甘泉」生産拡大特別対策事業

事業の目的

省力的で早期多収が可能な「ジョイント栽培」の取り組みを進めるため、この栽培方法の導入に必要なジョイント栽培用2年生大苗の育苗を支援する。

事業実施主体

JA、生産組織、農業公社、鳥取県農業農村担い手育成機構、認定農業者、認定農業者に準ずる者、産地計画の担い手

支援の内容

ジョイント栽培用大苗の育苗委託に係る経費の一部を支援

補助金額・補助率

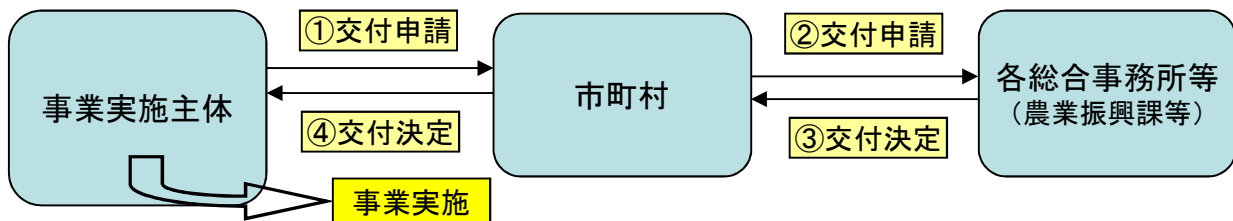
【補助率】ジョイント栽培用2年生大苗育苗委託費の2/3
 【上限補助額】苗木1本あたり1,750円



主な要件

- ア 事業実施主体が所在する地域の果樹産地構造改革計画において、「新甘泉」を振興すべき品種、ジョイント仕立てを普及すべき技術として位置づけられていること。
- イ 「新甘泉」と混植する品種は「秋甘泉」のみを対象とし、生産者ごとの苗木委託本数が「新甘泉」を超えないこと。
- ウ 事業実施主体自身がジョイント大苗の育苗を実施する場合は本事業の対象としない。
- エ 育苗受託者は県内事業者であること。
- オ 補助対象経費は育苗受託者が育成し、事業実施主体に返戻された苗木の本数のみを対象とする。

事業の流れ



担当部所 電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

鳥取梨生産振興事業(「新甘泉」「秋甘泉」特別対策事業)

事業の目的

抜群の甘さで人気の梨「新甘泉」に「秋甘泉」を加えて、甘泉シリーズの生産拡大を図る。

事業実施主体

I : JA、生産組織、農業公社、鳥取県農業農村担い手育成機構、認定農業者、
認定農業者に準ずる者、産地計画の担い手、リース事業者
II : 市町村 III : JA、生産組織



支援の内容

I : 「新甘泉」「秋甘泉」の植栽、果樹園整備を支援
II : 「新甘泉」「秋甘泉」を植栽した農業者へ育成経費相当額の奨励金を交付
III : 生産組織を単位とした「新甘泉」「秋甘泉」の高接ぎの取り組みを支援

補助金額・補助率

I : 生産基盤整備対策

新植・全面改植及びその果樹棚・網掛け施設の整備に係る経費 : 県2/3補助
高接ぎ・間植え改植及びその果樹棚・網掛け施設、かん水施設、園内道、防風施設、パイプ棚、排水施設、防蛾灯の整備、防除用機械の導入に係る経費 : 県1/2補助
※果樹経営支援対策事業(国事業)で新植又は全面改植する場合は、国と県あわせて2/3補助
※産地で守り次の生産者へ継承していく「やらいや果樹園」を整備する場合、県3/4補助(国事業が活用出来る経費については、国と県あわせて3/4補助)

II : 育成促進対策

新植、全面改植した農業者への奨励金 : 200千円/10a (県1/2、市町村1/2)
間植え改植、高接ぎした農業者への奨励金 : 106千円/10a (")

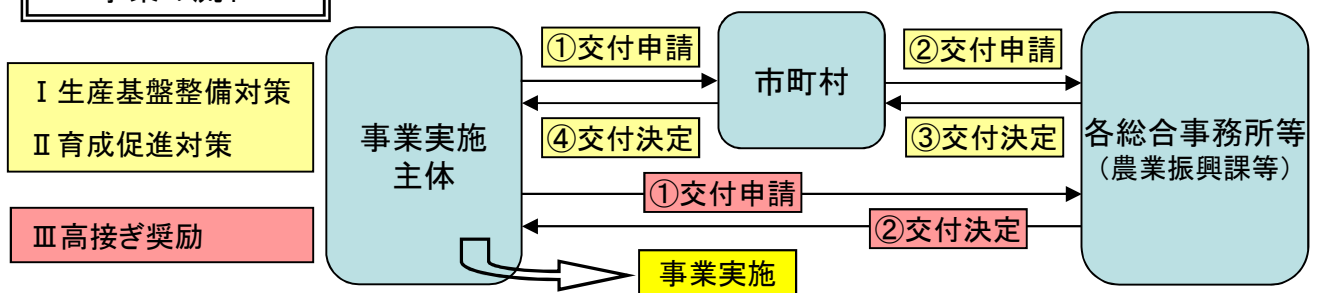
III : 高接ぎ奨励

生産組織への一律奨励金 : 10万円
高接ぎ面積の実績による奨励金 : 一挙更新の場合5万円/10a、順次更新の場合2万円/10a

主な要件

- ア I, IIは、事業箇所あたりの面積が3a以上(やらいや果樹園の場合は5a以上)、植栽密度が20本/10a以上の果樹園であること
- イ IのSSの導入は、防除面積が特定高性能農業機械導入計画書の利用規模の下限を満たすこと
- ウ IIIの高接ぎでは、50a以上/年(生産組織の構成員の数により緩和措置あり)の取り組みであること

事業の流れ



担当部所
電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

鳥取柿ぶどう等生産振興事業（「輝太郎」特別対策事業）

事業の目的

早生柿の中でもトップクラスの品質を誇る「輝太郎」を全国ブランドとするため、生産拡大を図る。

事業実施主体

- I : JA、生産組織、農業公社、鳥取県農業農村担い手育成機構、認定農業者、
認定農業者に準ずる者、産地計画の担い手、リース事業者
II : 市町村 III : JA、生産組織



支援の内容

- I : 柿「輝太郎」の植栽、果樹園整備を支援
II : 柿「輝太郎」を植栽した農業者へ育成経費相当額の奨励金を交付
III : 生産組織を単位とした柿「輝太郎」の高接ぎの取り組みを支援

補助金額・補助率

I : 生産基盤整備対策

廃園対策による植栽、果樹棚整備等に係る経費 : 県2/3補助
植栽、高接ぎ、果樹棚、かん水施設、園内道、防風施設、パイプ棚、排水施設、防蛾灯の整備、
防除用機械の導入に係る経費 : 県1/2補助
※果樹経営支援対策事業(国事業)で新植又は全面改植する場合は、国と県あわせて2/3補助
※産地で守り次の生産者へ継承していく「やらいや果樹園」を整備する場合、県3/4補助(国事業が
活用出来る経費については、国と県あわせて3/4補助)

II : 育成促進対策

新植、全面改植、高接ぎした農業者への奨励金 : 48千円/10a (県1/2、市町村1/2)
間植え改植した農業者への奨励金 : 24千円/10a (")

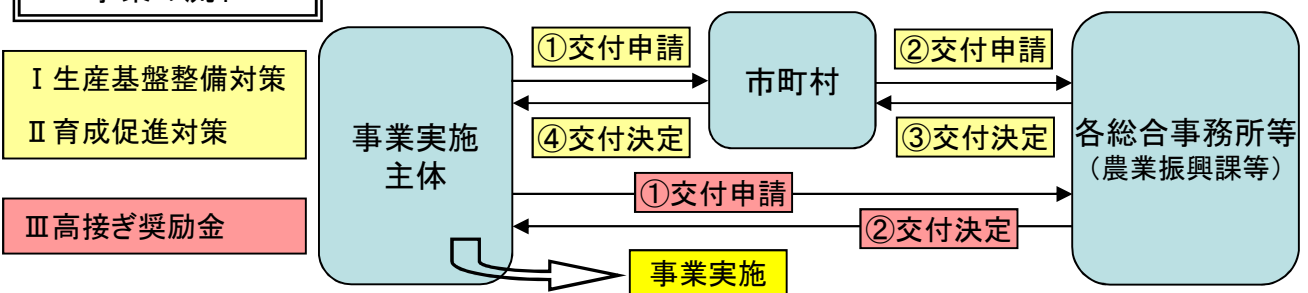
III : 高接ぎ奨励金

生産組織への一律奨励金 : 5万円
高接ぎ面積の実績による奨励金 : 一挙更新の場合5万円/10a、順次更新の場合2万円/10a

主な要件

- ア I, II は、事業箇所あたりの面積が3a以上(やらいや果樹園の場合は5a以上)、植栽密度が17本/10a以上の果樹園であること
イ I のSSの導入は、防除面積が特定高性能農業機械導入計画書の利用規模の下限を満たすこと
ウ III の高接ぎでは、25a以上/年(生産組織の構成員の数により緩和措置あり)の取り組みであること

事業の流れ



担当部所
電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

鳥取梨生産振興事業(梨生産拡大事業) 鳥取柿ぶどう等生産振興事業(柿ぶどう等生産拡大事業)

事業の目的

鳥取オリジナル梨新品種や産地で振興する果樹の品目・品種の生産拡大を図る。

事業実施主体

- I : JA、生産組織、農業公社、鳥取県農業農村担い手育成機構、認定農業者、
認定農業者に準ずる者、産地計画の担い手、リース事業者
II : 市町村

支援の内容

- I : 植栽、果樹園整備を支援
II : 植栽した農業者へ育成経費相当額の奨励金を交付

補助金額・補助率

I : 生産基盤整備対策

新植・全面改植及びその果樹棚・網掛け施設(梨)、ハウス(ぶどう)の整備に係る経費 : 県1/2補助
高接ぎ・間植え改植及びその果樹棚・網掛け施設、ハウス(ぶどうを除く)、かん水施設、園内道、防風施設、パイプ棚、排水施設、防蛾灯の整備、防除用機械の導入に係る経費 : 県1/3補助
※果樹経営支援対策事業(国事業)で新植又は全面改植する場合は、国と県あわせて2/3補助
※産地で守り次の生産者へ継承していく「やらいや果樹園」を整備する場合、県2/3補助(国事業を活用できる経費については、国と県あわせて2/3補助)

II : 育成促進対策

新植、改植、高接ぎを行った農業者へ育成経費相当額の奨励金 : 定額補助(県1/2、市町村1/2)

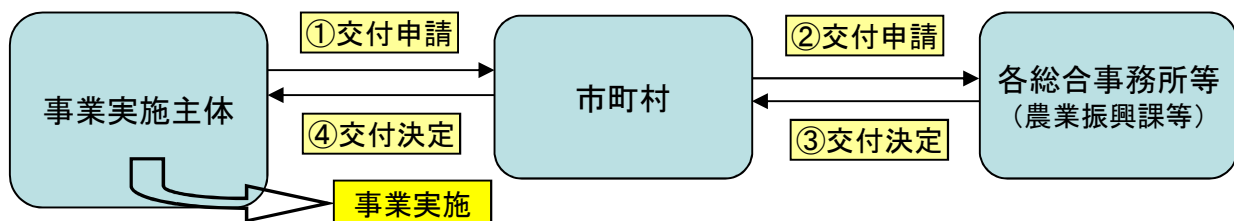


品目	奨励金の額(円/10a)		
	新植・ 全面改植	間植え改植	高接ぎ 一挙更新
なし	200,000	106,000	106,000
かき	48,000	24,000	48,000
ぶどう	94,000	47,000	47,000
もも	47,000	24,000	47,000

主な要件

- ア 対象品目・品種は、鳥取オリジナル梨新品種の夏さやか、なつひめ、優秋、瑞鳥、早優利、爽甘、及び各産地協議会が産地計画に掲げた振興品目・品種
イ 事業箇所あたりの面積が3a以上(やらいや果樹園の場合は5a以上、ぶどうの場合は2a以上(やらいや果樹園の場合も同様))であること
ウ 植栽密度が10a当たり次の本数以上の植栽、果樹園への生産基盤整備であること
※なし:20本、かき:17本、ぶどう:12本、もも:18本
エ SSの導入は、防除面積が特定高性能農業機械導入計画書の利用規模の下限を満たすこと

事業の流れ



担当部所
電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

果樹経営支援対策事業、未収益期間支援事業(H28予定)

事業の目的

果樹優良品目・品種への転換、園地整備、労働力の確保など前向きな取組を行う担い手や産地を支援し、競争力の高い産地を育成する。

対象者

産地計画に掲げた担い手、農地中間管理機構

支援の内容

果樹優良品目・品種への改植、新植、高接ぎ、果樹園の小規模基盤整備等を支援

補助金額・補助率

I：果樹経営支援対策事業

- ・改植：定額17万円／10a（ジョイント栽培の場合は33万円／10a）
- ・新植（特認）：1／2
- ・高接ぎ、小規模基盤整備（園内道、傾斜の緩和、土壌土層改良又は排水路の整備、用水・かん水施設の整備）、廃園：1／2補助

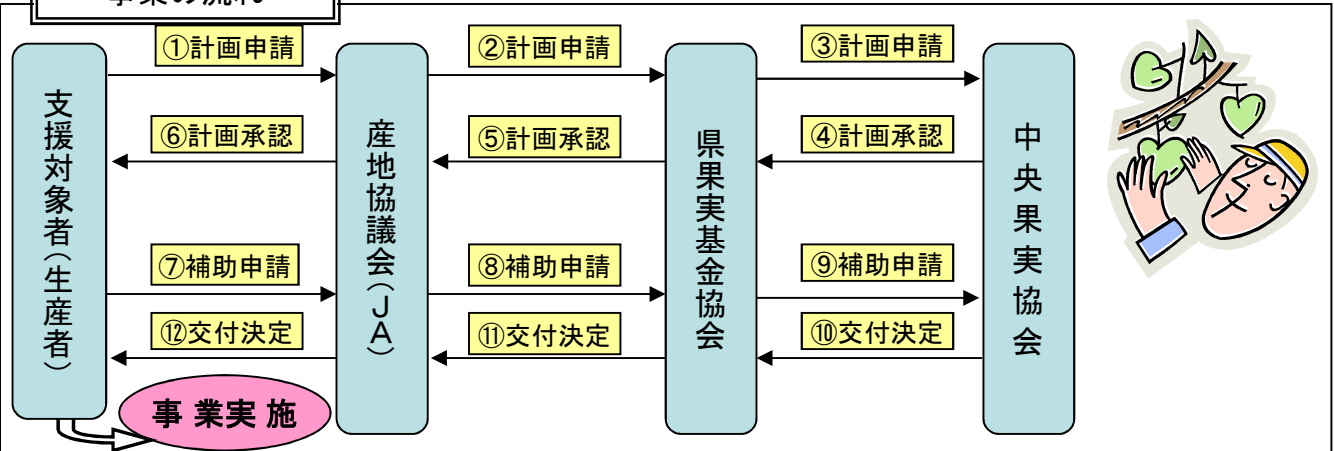
II：果樹未収益期間支援事業

【補助率】5. 5万円／10aに支援対象期間（4年間）を乗じた額を一括交付（国10／10）

主な要件

- ア 産地計画に掲げてある品目、品種であること。（特認新植の品目、品種は区別して明記）
- イ 産地計画に掲げてある担い手に該当すること
- ウ 改植、高接ぎ、廃園、土壌土層改良にあつては、事業箇所当たりの面積が2a以上、ただし、小規模基盤整備（土壌土層改良を除く）にあつては10a以上であること
- エ 特認新植は新品種の要件（品種登録から概ね10年以内など）や、需要のある品種の要件（ブランド化、輸出あり、輸入されており需要有りなど）を満たすこと。昨年度の品目面積を新植により超えないこと。
- オ 未収益期間支援事業にあつては、同一年度内に完了する改植の面積の合計が5a以上であること、果樹経営支援対策事業により実施された改植であること

事業の流れ



担当部所電話番号

鳥取園農林水産部農業振興戦略監生産振興課 0857-26-7414

一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会(全農とっとり園芸部内外流通課内) 0857-32-8339

鳥取梨生産振興事業(低コスト・体制強化事業) 鳥取柿ぶどう等生産振興事業(低コスト・体制強化事業)

事業の目的

機械の共同利用、オペレータ体制を整備して、コスト削減や廃園化の防止を図る。

事業実施主体

JA、生産組織、農業公社、認定農業者、認定農業者に準ずる者、産地計画の担い手、リース事業者

支援の内容

共同利用、作業受託する農業機械の購入費を支援



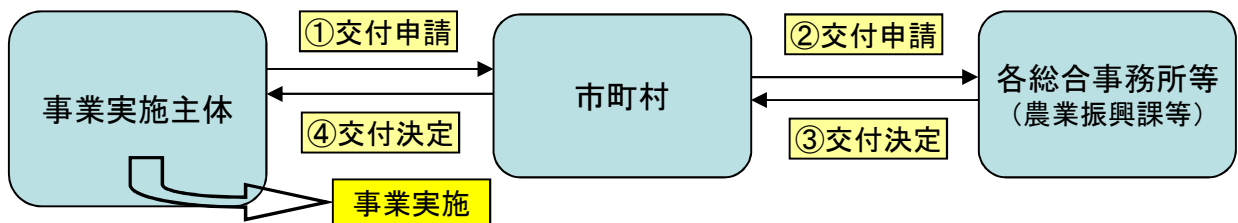
補助金額・補助率

機械購入費及び機械導入にあたって必要となる園内道整備費の3分の1
対象機械: スピードスプレーヤ、草刈りモア等

主な要件

- ア 事業申請時に作成した「低コスト・体制強化計画」に取り組むこと
- イ 利用面積に応じた能力の機械を導入すること(スピードスプレーヤの導入は防除面積が特定高性能農業機械導入計画書の利用規模の下限を満たすこと)

事業の流れ



担当部所

電話番号

所 属	電 話
農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7414
農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553
農林水産部東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課農業振興室	0858-72-3815
中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
西部総合事務所日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

薬用作物等生産振興対策事業

事業の目的

本県農業の活力増進のため、国内産原料の需要が高まっている薬用作物等(※)について、地域の特色を活かして栽培される品目の生産拡大及び産地育成を推進する。

県内関係機関等と連携し、有望品目選定、栽培・加工技術の確立及び販路開拓に取り組み、中山間地や耕作放棄地等を活用した新たな特産物育成と地域活性化を図る。

(※薬用作物等:漢方製剤の生薬原料や健康食品原料となる作物)

対象者

- ①有望品目等選定・試作 : 農業者、生産組織、農業法人、JA、市町村等
- ②栽培技術確立・普及 : 農業者、生産組織、農業法人、JA等
- ③加工技術確立・販路開拓 : 農業者、生産組織、農業法人、JA等
- ④情報共有・連携誘導 : 県



【エキナセア】

支援の内容

- ①有望品目等選定・試作 : 新規有望品目・品種の選定・試作、栽培技術開発に必要な基礎データ収集、有効成分・品質特性等の把握に要する経費等
- ②栽培技術確立・普及 : 栽培技術の確立、新技術等を活用した栽培面積拡大・単収向上の実証、栽培実証に必要な機械・施設の導入に要する経費等
- ③加工技術確立・販路開拓 : 1次加工技術の確立、成分分析・品質の基礎データ収集、1次加工に必要な機械・施設の整備、販路マッチング活動に要する経費等
- ④情報共有・連携誘導 : 薬用作物等連絡協議会の開催に要する経費等

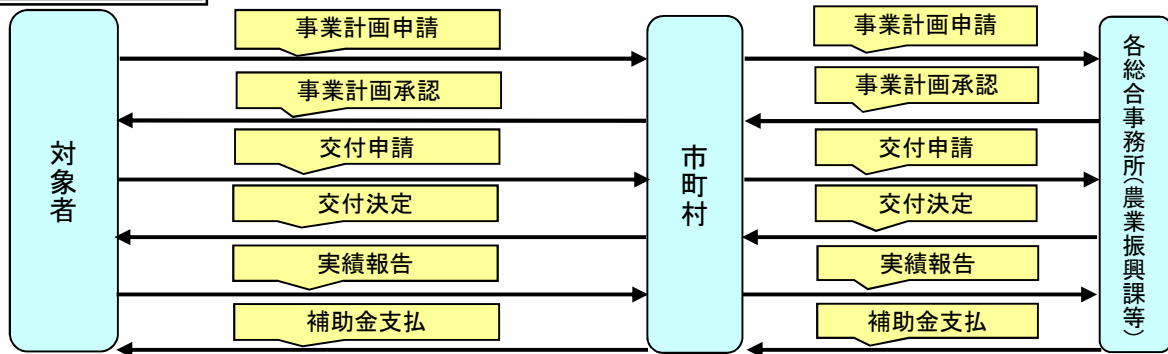
補助率・補助金額

- ①有望品目等選定・試作 【補助率】県1/2、市町村1/2【補助上限】2,000千円/対象者(3年間※)
 - ②栽培技術確立・普及 【補助率】県1/3、市町村1/6【補助上限】3,000千円/対象者(5年間)
 - ③加工技術確立・販路開拓【補助率】県1/3、市町村1/6【補助上限】2,000千円/対象者(5年間)
- ※3年間のうち1年は(国)薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業の活用を検討

主な要件

- ①有望品目等選定・試作: 試作面積3a以上/品目
- ②栽培技術確立・普及 : 実証面積10a以上又は試作面積の2割以上の拡大が必要(ただし、生薬原料は5a以上又は試作面積の1割以上の拡大)

事業の流れ



担当部所	所 属	電 話	所 属	電 話
	農林水産部農業振興戦略監生産振興課	0857-26-7282	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3553	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3808	日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2007

鳥取県芝ブランド化生産振興事業

事業の目的

芝の生産拡大や販路開拓、鳥取県育成日本芝「グリーンバード」による小学校・幼稚園等の校庭・園庭の芝生化推進、芝頭刈り残渣の適正処理に向けた取組を行い、幅広い担い手の育成・確保を図るとともに、芝産地の活力増進と県内外でのブランド力強化を目指す。

対象者

- ①芝生産・販売力強化事業：鳥取県芝生産指導者連絡協議会等
- ②「グリーンバード」芝生化応援事業：市町村（教育委員会）、幼稚園・保育園（所）の設置者、校庭・園庭の芝生化を行う実行委員会（保護者会、自治会、園等で構成）
- ③環境に配慮した芝カス有効活用検討事業：鳥取県芝生産指導者連絡協議会

支援の内容

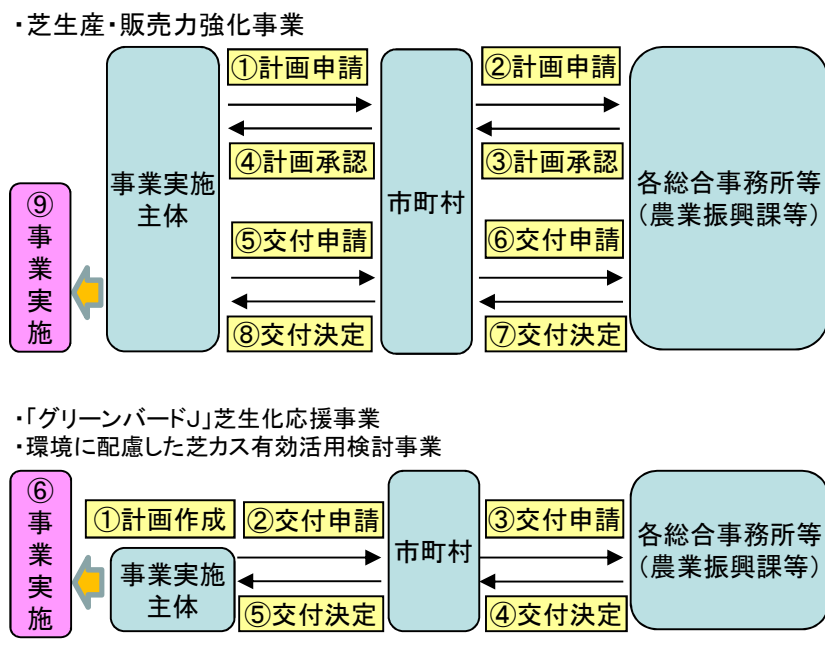
- ①芝生産・販売力強化事業：芝の生産拡大に必要な機械（モア、スーパー、ソッドカッター等）の導入、優良新品種の実証ほ設置、販路開拓等に要する経費。
- ②「グリーンバード」芝生化応援事業：県育成芝「グリーンバード」による芝生造成、維持管理、専門家による技術指導に要する経費。
- ③環境に配慮した芝カス有効活用検討事業：芝カス適正処理の検討に要する経費。

補助率・補助金額

- ①芝生産・販売力強化事業 【補助率】県1/3、市町村任意
【補助上限】ハード事業：3,000千円/個人（3年間）、7,000千円/生産組織、法人（3年間）
ソフト事業：1,000千円/年
- ②「グリーンバード」芝生化応援事業 【補助率】10/10
【補助上限】1,000千円/幼稚園・保育園（所）、700円/m²/小学校
- ③環境に配慮した芝カス有効活用検討事業 【補助率】県1/3、市町村1/3



事業の流れ



担当部所・電話番号

農林水産部農業振興戦略監 生産振興課	0857-26-7272
農林水産部東部農林事務所 農業振興課	0857-20-3553
八頭事務所農林業振興課 農業振興室	0858-72-3808
中部総合事務所農林局 農業振興課	0858-23-3166
西部総合事務所農林局 農林業振興課	0859-31-9643
日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室	0859-72-2005

指定野菜価格安定対策事業

事業の目的

天候などの影響によって供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する事業です。

事業の対象者

登録出荷団体と大規模生産者(以下、「登録出荷団体等」という)



事業の内容

指定野菜(冬にんじん、春ねぎ、夏ねぎ、秋冬ねぎ、ほうれんそう、夏秋キャベツ、冬キャベツ)について、市場における単価が、あらかじめ定められた基準単価を下回った場合に、下回った額に応じて、補給金が交付されます。

資金造成負担割合

【調整野菜、一般指定野菜】

登録出荷団体等:20%、県:20%、国:60%

【重要野菜】

登録出荷団体等:17.5%、県:17.5%、国:65%

主な要件

【作付面積】

(登録出荷団体)

・葉茎菜類、根菜類 20ha以上 ・果菜類(夏秋もの)12ha以上 ・果菜類(冬春もの)8ha以上

(大規模生産者)

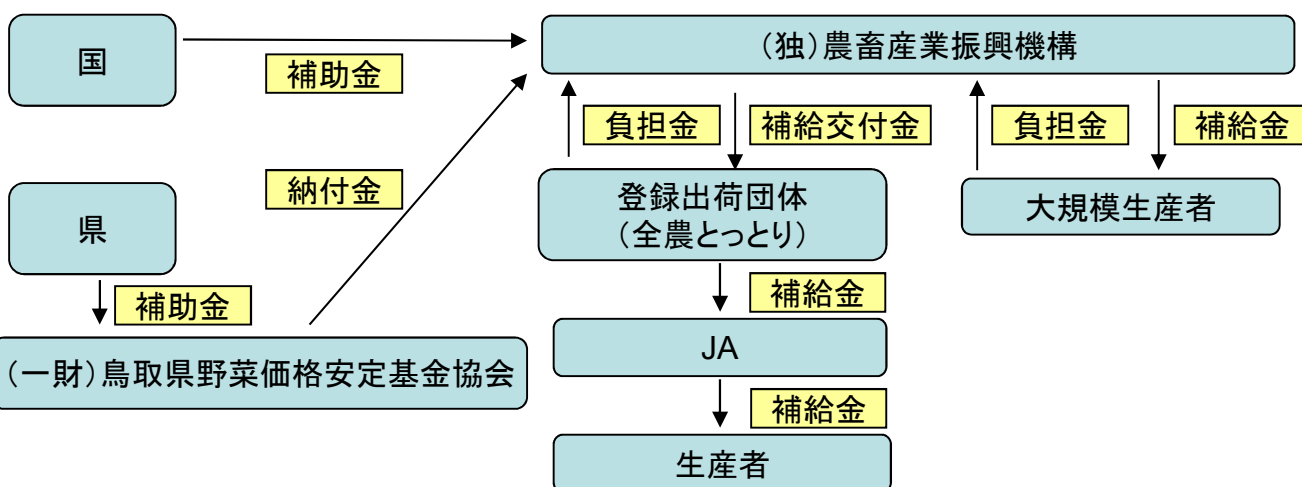
・2ha以上

【共同出荷量】

・総出荷量の2/3以上



事業の流れ



お問合せ先

(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会 電話 0857-32-8351

鳥取県農林水産部農業振興戦略監生産振興課 園芸振興担当 電話 0857-26-7282

特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

事業の目的

天候などの影響によって供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する事業です。

事業の対象者

共同出荷組織と相当規模生産者(以下、「共同出荷組織等」という)



事業の内容

特定野菜(ブロッコリー、スイートコーン、メロン、らっきょう、やまのいも、ちんげんさい、かんしょ)と、指定野菜(夏ねぎ、夏秋トマト、夏秋ピーマン、秋冬はくさい)について、市場における単価が、あらかじめ定められた基準単価を下回った場合に、下回った額に応じて、補給金が交付されます。

資金造成負担割合

【重要特定野菜、指定野菜】

共同出荷組織等: 7/40、県: 10/40、市町村: 3/40
(独)農畜産業振興機構: 20/40

【重要特定野菜以外の特定野菜】

共同出荷組織等: 7/30、県: 10/30、市町村: 3/30
(独)農畜産業振興機構: 10/30

主な要件

【特定野菜】

<作付面積>

(登録出荷団体)

・一部軟弱野菜を除く野菜5ha以上

・一部軟弱野菜3ha以上

(相当規模生産者)

1.5ha以上

<共同出荷量>

総出荷量の2/3以上

【指定野菜】

<作付面積>

(登録出荷団体)

・果菜類を除く野菜10ha以上

・果菜類野菜3ha以上

(相当規模生産者)

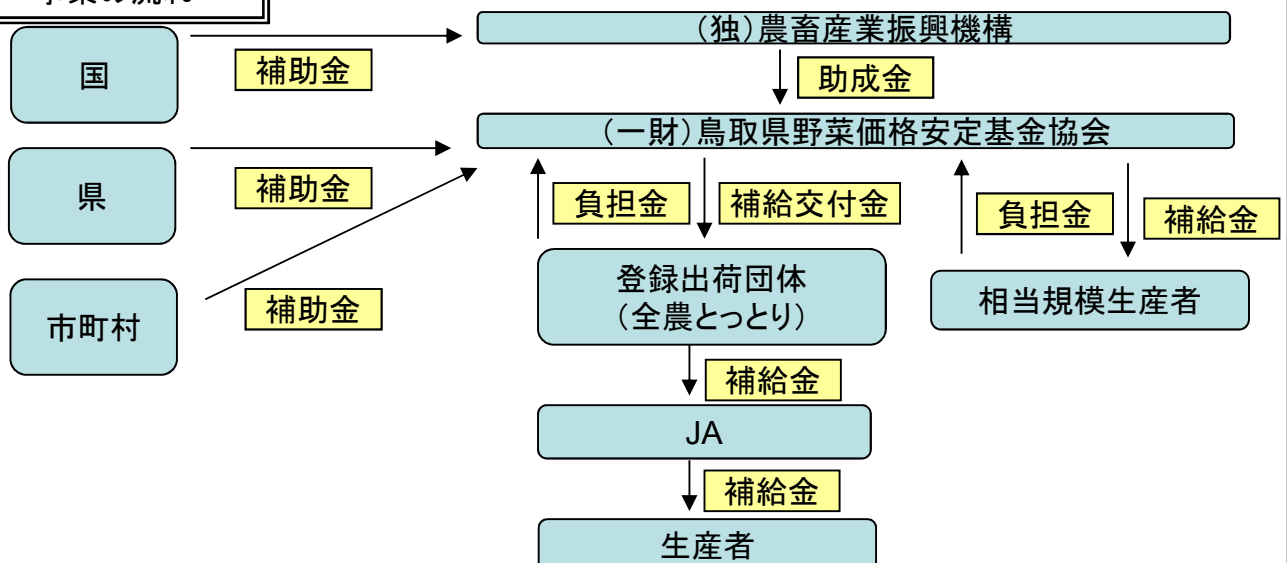
2.0ha以上

<共同出荷量>

総出荷量の1/2以上



事業の流れ



お問合せ先

(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会 電話 0857-32-8351

鳥取県農林水産部農業振興戦略監生産振興課 園芸振興担当 電話 0857-26-7282

鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業

事業の目的

天候などの影響によって、供給量や価格が不安定になりやすい野菜の市場への安定供給を図るため、基準単価を下回った場合に価格差補給金を交付する事業です。

事業の対象者

JA



事業の内容

ブランド野菜(夏だいこん、春ねぎ、アスパラガス、夏にんじん、夏ねぎ、春キャベツ、夏秋ピーマン、秋冬ブロッコリー、たまねぎ、夏秋きゅうり、夏秋トマト、スイートコーン)について、市場における単価が、あらかじめ定められた基準単価を下回った場合に、下回った額に応じて、補給金が交付されます。

負担割合

JA:25%、全農とっとり10%、県:50%、市町村:15%

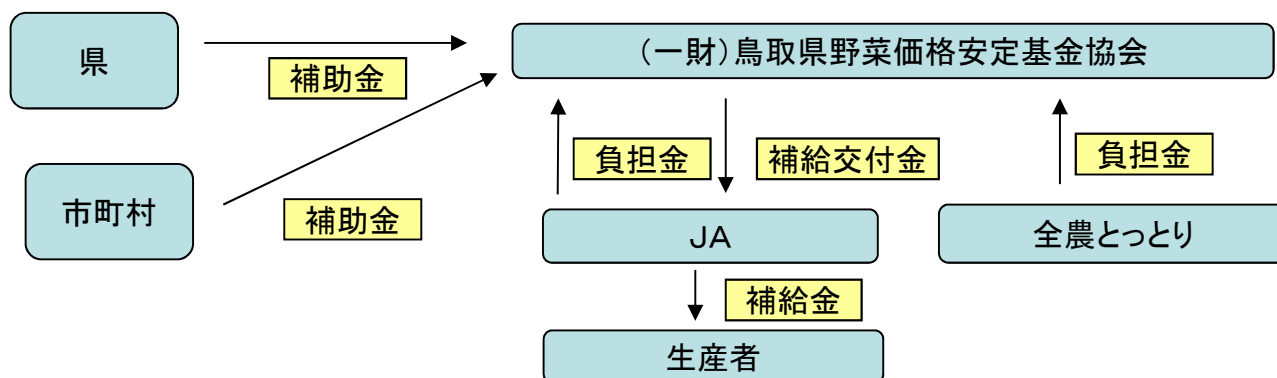
主な要件

【作付面積】

露地野菜:3ha以上 施設野菜:1ha以上



事業の流れ



お問合せ先

(一財)鳥取県野菜価格安定基金協会 電話 0857-32-8351
鳥取県農林水産部農業振興戦略監生産振興課 園芸振興担当 電話 0857-26-7282

みんなでやらいや農業支援事業(がんばる地域プラン事業)

事業の目的

農業の生産額拡大や担い手育成などを目指して、地域の農業振興プランを作成し、実現に向けて取り組む市町村を支援する。

対象者

[プラン策定事業]市町村
[プラン支援事業]市町村、農業協同組合、任意組織、市町村農業公社、
社会福祉事業を行う法人、市町村が設立した法人(第三セクター)

支援の内容

(初年度)市町村のプラン策定に必要な経費を支援する。[プラン策定事業]
(2年目以降)策定したプランの実現に向けた取組みに必要な経費を支援する。[プラン支援事業]

- ※担い手育成など地域活性化に向けた研修会開催、先進地視察などに必要な経費(ソフト)
- ※農業生産の拡大や農地維持などの地域活性化に必要な施設、機械整備の経費(ハード)
- ※農業、特用林産物に関する経費を対象とし、畜産(耕畜連携に関するものは対象)、水産の生産経費は対象外。

補助金額・補助率

[プラン策定事業]

対象者	補助率	補助上限額	年採択数
市町村	1/2	50万円	3

[プラン支援事業]

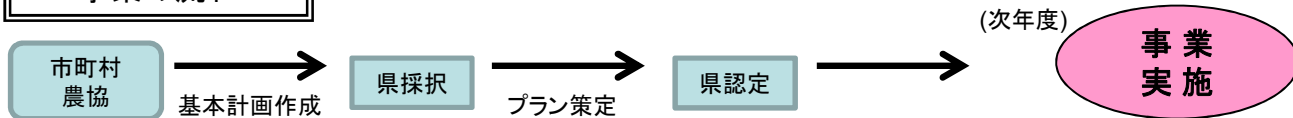
対象者	補助率	事業費上限額	事業期間
市町村 農業協同組合 任意組織 農業公社等	県 ハード1/3 ソフト1/2 市町村 1/6	1億円	5年間

※事業費上限額は5年間の総額

主な要件

- ①市町村がプランの方向性をまとめた基本計画を作成し、県が採択していること。
- ②市町村を中心に地域の関係者による話し合いを行い、農業活性化に主眼をおいたプランを策定すること。
- ③プランには以下に関する内容が含まれること。
 - 担い手・新規就農者の確保
 - 農地利用の効率化・維持管理
 - 核となる品目の生産振興

事業の流れ



担当部所 電話番号

区分	所 属	電 話
農産 林産 畜産	農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課	0857-26-7589
	農林水産部東部農林事務所農業振興課	0857-20-3552
	農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室	0858-72-3816
	中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3166
	西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9643
	西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室	0859-72-2006

畜産クラスター施設整備事業（全畜種） ～畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業～

○事業の目的

畜産クラスター協議会が策定する畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的な畜産経営体が行う、規模拡大のための施設・機械整備や家畜の導入を支援

○事業実施主体

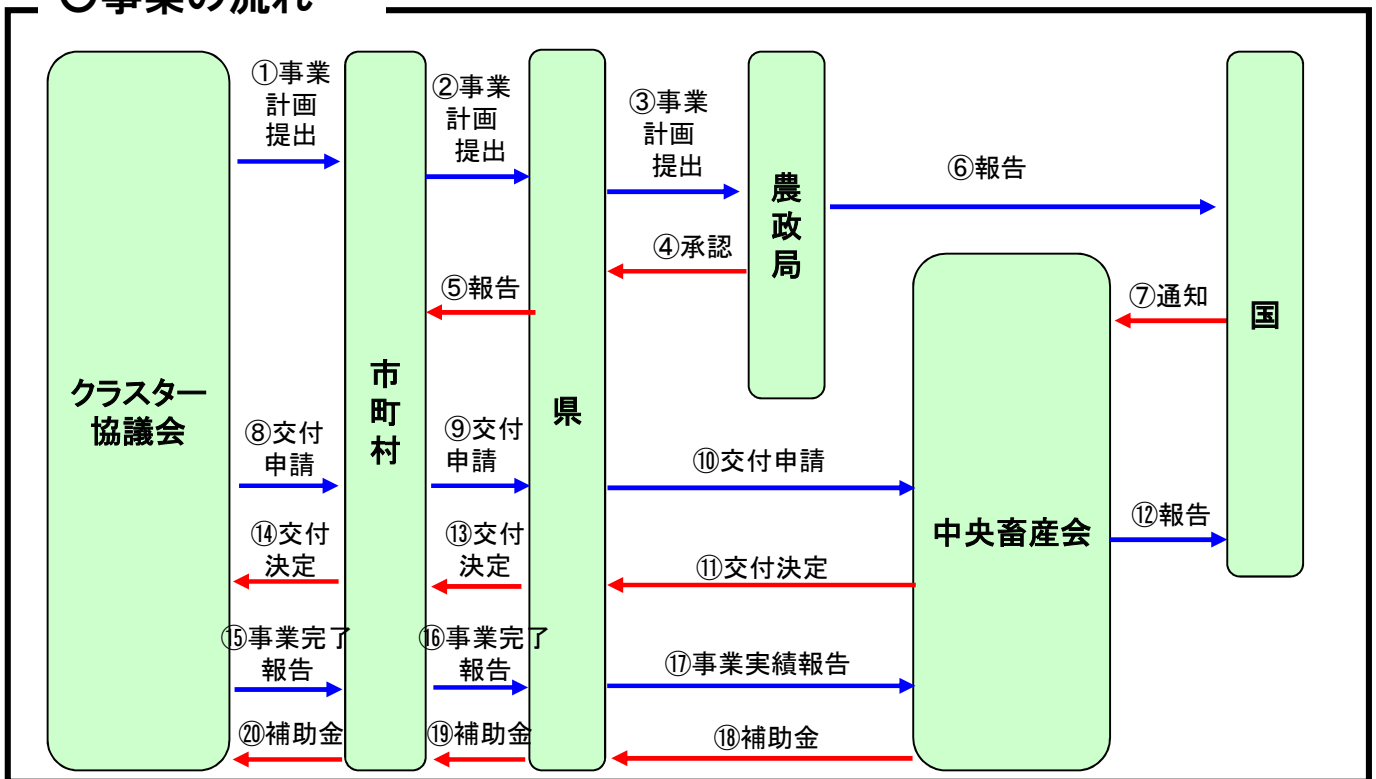
畜産クラスター協議会

○支援の内容

畜舎等施設、機械整備及び家畜導入
(補助率 国1/2)



○事業の流れ



☎ 問い合わせ先 ☎

公益社団法人鳥取県畜産推進機構
鳥取県農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当(酪農・養豚)
(肉用牛)

0857-21-2774
0857-26-7291
0857-26-7290

畜産クラスター施設整備事業（酪農） ～大規模農場支援事業～

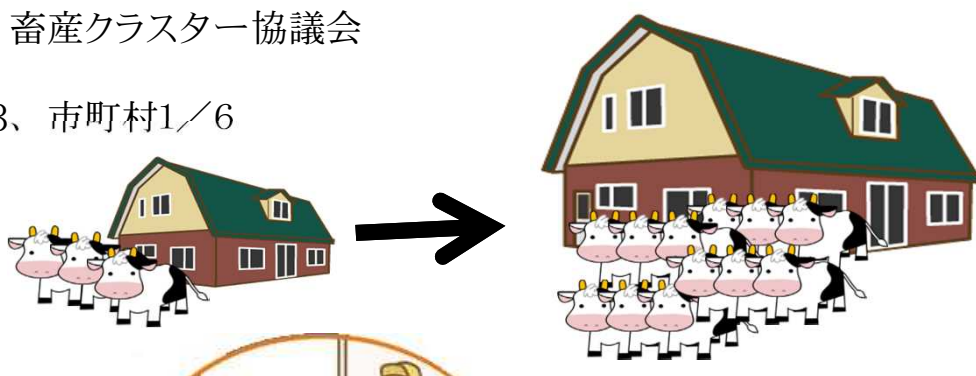
○事業の目的

国のクラスター事業で施設整備を行う経営体に対し、国事業では補助対象とならない用地造成に対して助成する。

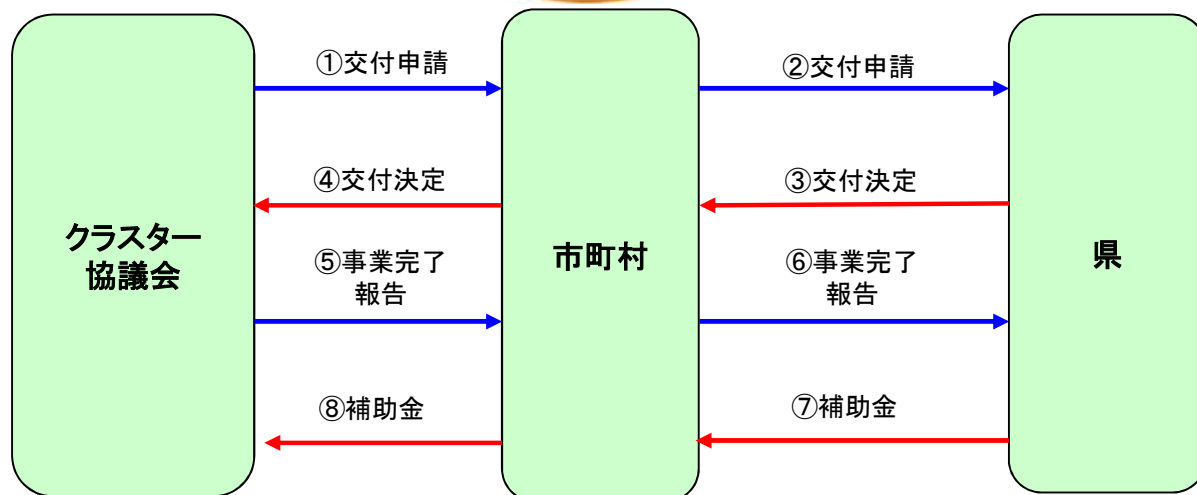
○支援の内容

事業実施主体：畜産クラスター協議会

補助率：県1/3、市町村1/6



○事業の流れ



☎ 問い合わせ先 ☎

農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当

0857-26-7288

畜産クラスター施設整備事業（酪農）

～担い手施設整備対策事業～

○事業の目的

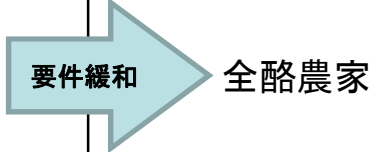
生産性向上に取り組む酪農家の施設・機械整備等のうち国事業では補助対象とならないものに対して助成する。

○支援の内容

事業内容：生産性の向上及び省エネルギーに資する整備への助成
（牛床マット、飼槽改善、発情発見器、自動給餌器等）

事業対象者：担い手【要件緩和】

	H27	H28
事業対象者	以下のいずれかを満たすこと ○45歳以下の担い手 ○就農10年未満の担い手 ○後継者がいる酪農経営体	全酪農家

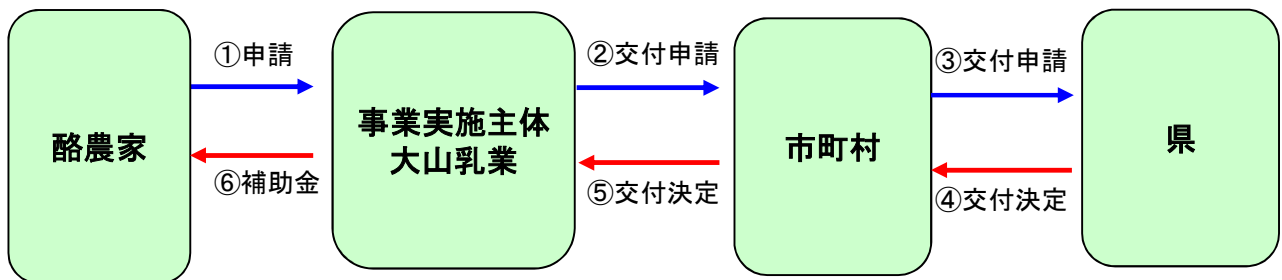


○補助率

県1/3、市町村1/6

1戸あたり事業費上限： 5,000千円【事業費増額】

○事業の流れ



☎ 問い合わせ先 ☎

農業振興戦略監畜産課酪農・経済担当

0857-26-7288